

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

1 市における組織・体制の整備

(1) 平素の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、各部局が実施する業務については、別に定める。

(2) 職員の参集基準等

① 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

【事態の状況に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集体制
事態認定後	県内の本市以外の市町村、又は本市にも影響が及ぶ可能性のある県外の市町村が対策本部設置通知を受けた場合	市警戒本部体制
	本市が対策本部設置通知を受けた場合	市対策本部体制

② 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、事態の推移に応じて速やかに対応し得るよう、当直等から速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を整えるなど、24時間即応可能な体制を確保する。

③ 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制、職員の参集基準及び服務基準について別に定める。

【職員参集基準】

体 制	参集基準
情報収集体制	防災担当職員及び関係課の指定された職員
市警戒本部体制	防災担当職員及び関係課職員
市対策本部体制	全ての職員

④ 職員の配置等

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合における職員の配置、交代要員の確保、食料・飲料水の備蓄、その他必要な資機材の確保など、その機能の確保を行う。

(3) 消防機関の体制

① 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動連絡体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

② 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化に努める。

また、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

(4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

① 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を国民保護担当課に開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	県知事からの指示による特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
	県知事からの指示による特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)
	県知事からの指示による土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項、第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。県知事からの指示による救援への協力要請を含む。 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申し立てに関すること (法第6条、第175条)	
訴訟に関すること (法第6条、第175条)	

② 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程（平成12年4月1日訓令甲第8号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

2 関係機関との連携体制の整備

（１）基本的考え方

① 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、国、県、近隣市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制を整備する。

② 関係機関の連絡先の把握

市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、随時その更新を行う。
なお、関係機関の連絡先は資料に掲載のとおりである。

③ 関係機関の計画との整合性の確保

市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

④ 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することなどに関し、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関相互の意思疎通を図る。

(2) 県との連携等

① 県との連携

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県との緊密な連携を図る。

② 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

③ 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

④ 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(3) 近隣市町村との連携等

① 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、相互応援協定の締結等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

② 消防機関の応援態勢の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援態勢の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関の資機材等について相互に把握するよう努める。

(4) 指定公共機関等との連携等

① 指定公共機関等との連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、指定公共機関等との緊密な連携を図る。

② 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行なえるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

③ 関係機関との協定の締結

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携を確保するよう努める。

(5) ボランティア団体等に対する支援

① 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等に対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、市は国民保護措置についての訓練の実施を促進するものとする。この場合、訓練の実施は、自主防災組織の自発的な意思にゆだねられるものであって、その促進に当たって強制にわたらないように留意する。

さらに自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

② ボランティア団体等に対する支援

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、救援等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

3 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や県、主要事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、通信体制の確保に当たって、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

① 施設及び設備

ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

② 運用

ア 夜間、休日等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との非常通信や、非常用電源等を利用した実践的通信訓練を実施する。

- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を図る。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、災害時要援護者その他情報伝達に際し援護を要する者に対し情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

4 情報収集・提供等の体制整備

(1) 基本的考え方

① 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

② 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際し、的確かつ迅速な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

③ 関係機関における情報の共有

市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながらデータベース化等に努める。

(2) 警報等の伝達に必要な準備

① 警報の伝達に必要な準備

市は、県知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。

この場合において、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

② 防災行政無線の整備

市は、国民保護措置における警報の伝達等に必要な同報系その他の防災行政無線の整備に努める。

③ 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

④ 国民保護に係るサイレンの周知

国民保護に係るサイレン音（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて」）については、住民に十分な周知を図る。

⑤ 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに、警報の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設について、県知事との伝達の役割分担を考慮する。

⑥ 民間事業者からの協力

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における民間事業者が、警報の内容の伝達や避難誘導等を実施できるよう努める。

(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

① 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して収集し、また、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）の様式第3号により県に報告する。

市が収集・報告する安否情報は、次のとおりである。

【収集・報告すべき情報】

ア 避難住民（負傷した住民も同様）

- （ア）氏名
- （イ）フリガナ
- （ウ）出生の年月日
- （エ）男女の別
- （オ）住所（郵便番号を含む。）
- （カ）国籍
- （キ）（ア）～（カ）のほか、個人を識別するための情報（（ア）～（カ）のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- （ク）負傷（疾病）の該当
- （ケ）負傷又は疾病の状況
- （コ）現在の居所
- （サ）（ク）～（コ）のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- （シ）親族・同居者への回答の希望
- （ス）知人への回答の希望
- （セ）親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡した住民

- （上記（ア）～（キ）、（サ）、（セ）に加えて）
- （ソ）死亡の日時、場所及び状況
- （タ）遺体が安置されている場所

② 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者等をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

③ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

（４）被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な研修・訓練を

行うとともに、必要な体制の整備を図る。

県への報告については、県総合防災情報システムに入力するとともに、定められた様式により被災情報を報告する。

5 研修及び訓練

(1) 研修

① 研修機関等の活用

市は、消防大学校、市町村職員中央研修所、県地方自治大学校、県消防学校、財団法人岐阜県市町村職員研修センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

② 市による研修

市は、広く職員の研修機会を確保する。また、県と連携し、消防団員等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する教材を活用するなど多様な方法による研修を行う。

(2) 訓練

① 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

② 市における訓練の項目及び形態

訓練項目はおおむね次のとおりとする。

なお、訓練の実施に当たっては、実動訓練、図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努めるものとする。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報、避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

① 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難

住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。

- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにする。
- ④ 住民の避難に関する訓練を行う場合において、住民に対しても当該訓練への参加についての協力を呼びかけるものとする。
この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、強制的にわたらないように留意するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努める。
- ⑤ 県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため、必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察と連携し、特に必要と認めるときは、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等次の必要な基礎的資料を整備する。

【市対策本部において集約・整理する基礎的資料】

- ① 住宅地図
- ② 避難経路として想定される道路網のリスト
- ③ 輸送力のリスト
- ④ 避難施設のリスト
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ⑥ 生活関連等施設等のリスト
- ⑦ 関係機関（国、県、指定地方公共機関等）の連絡先一覧
- ⑧ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- ⑨ 消防機関のリスト

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、災害時要援護者の避難について、自然災害時への対応を参考にして、避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県その他関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、災害時要援護者の避難方法や季節の別（特に降雪時）の避難方法、昼間別の避難方法等について考慮するとともに、本市において特に考慮すべき事項（P 17「第1編第5章3」）について特に留意するものとする。

なお、避難実施要領に定めるべき事項は次のとおりである。

- （1）避難の経路、避難の手段、避難の手順その他避難の方法に関する事項
- （2）避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難の誘導に関する事項

3 救援に関する基本的事項

（1）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県に行く救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

【救援の項目】

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急処理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（2）基礎的資料の準備等

市は、救援に関する事務を行うために必要な資料を整備するとともに、避難に

関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際して、必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知するよう努める。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する以下に掲げる生活関連等施設（法施行令第27条及び第28条に規定する施設をいう。）について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置について定める。

【生活関連等施設の種類】

法施行令	各号	施 設 の 種 類
第 2 7 条	1 号	発電所、変電所
	2 号	ガス工作物
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4 号	鉄道施設、軌道施設
	5 号	電気通信事業用交換設備
	6 号	放送用無線設備
	7 号	水域施設、係留施設
	8 号	旅客ターミナル、航空保安施設
	9 号	ダム
第 2 8 条	1 号	危険物
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3 号	火薬類
	4 号	高圧ガス
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6 号	核原料物質
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8 号	毒劇物（薬事法）
	9 号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

（２）市が管理する公共施設等における警戒

市は、特に情勢が緊迫している場合等においてその管理に係る公共施設、公共交通機関等について、必要に応じて生活関連等施設の対応を参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

国民保護措置に必要な物資や資材については、防災に必要な物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置に必要な備蓄と防災に必要な備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備するよう努める。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市はその管理する上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、県、法務局等と連携し、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うよう努める。

なお、この場合、広報紙、パンフレット、ホームページ等の様々な広報媒体や研修会等を通じて実施する。

また、災害時要援護者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発とも連携し、消防団や自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長、消防吏員、警察官に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知を図る。さらに、日本赤十字社、消防機関、県等と連携し、応急手当に関する知識・技能の普及に努める。

(2) ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者等に対する知識の普及

市は、ライフライン施設等や危険物を有する施設の管理者に対して、武力攻撃災害の発生時における、その管理する施設の安全確保や住民の危害防止のための措置についての知識の普及を図る。